

南相馬市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年12月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
南相馬屋内市民プール	認定特定非営利活動法人 フロンティア南相馬	文化スポーツ課

3 監査の範囲

平成28年度に係る事務事業

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 指定管理者

施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

利用促進のための努力はなされているか。

公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 所管課

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

事業報告書の点検は適切になされているか。

指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を

行った。

6 監査の期間

平成29年10月20日～平成29年12月22日

7 対面監査の実施日

平成29年11月27日

8 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の目標達成に必要な管理運営については、利用者サービス向上に努力している姿勢が見られたものの、一部、施設管理及び事務処理において、指導事項が認められたので、指定管理者にあっては所管課との協議により、所管課にあっては指定管理者に対する指導を含め、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、軽微な改善又は検討を要する事項については、口頭で指示した。

南相馬屋内市民プール

1 指定管理者の名称

認定特定非営利活動法人 フロンティア南相馬

2 指定期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

平成29年4月1日から平成29年12月31日まで指定管理者を更新

3 平成28年度指定管理料

19,689,000円

4 施設概要

施設所在地 南相馬市原町区小川町553-1

建設年月 昭和61年12月

敷地面積 2,293.34m²

延床面積 808 m² 25mプール6コース・事務室・更衣室・シャワー室・
機械室

設置目的 市民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与するため

5 業務の範囲

(1)施設の管理及び運営に関する業務

スタッフの配置等に関すること

広報に関すること

(2)施設及び設備の維持管理に関する業務

保守管理業務に関すること

設備・備品管理業務に関すること

清掃業務に関すること

施設内及び館外の駐車場の管理業務に関すること

(3)監視業務

(4)利用促進に関する業務

(5)施設利用許可等に関する業務

(6)利用料金の徴収、減額及び免除に関する業務

(7)緊急時の対応に関する業務

(8)その他に関する業務

6 指定管理者選定

選定区分 公募

応募者数 2団体

仮協定年月日 平成26年11月19日

議決年月日 平成26年12月22日

7 管理協定

年度協定締結年月日 平成28年 4月 1日

8 利用料金制度
適用

9 施設利用状況

(単位：人、%)

区 分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比	備 考
プール利用者	44,600	45,392	44,629	101.7	

10 収支決算の状況(平成28年度)

(収入)

費 目	決 算 額 (円)
指 定 管 理 料	19,689,000
利 用 料 金	8,507,500
減 免 補 て ん 金 (こども減免相当額)	542,400
利 用 促 進 事 業 収 入	2,438,100
そ の 他	160,012
収 入 合 計	31,337,012

(支出)

費 目	決 算 額 (円)
人 件 費	12,915,725
報 償 費	1,974,312
旅 費	77,400
需 用 費	6,913,686
修 繕 費	243,340
役 務 費	524,688
委 託 費	6,573,238
使 用 料 及 び 賃 借 料	786,088
備 品 費	311,761
講 習 費	58,172
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	9,000
租 税 公 課 費	318,250
そ の 他	918,949
支 出 合 計	31,624,609

11 事業費の状況

過去2年間の指定管理料

(単位：円)

年 度	平成27年度	平成28年度	備 考
金 額	19,689,000	19,689,000	導入年度：平成27年度

12 監査の結果

協定に基づく義務の履行はおおむね適正に執行されていると認められたものの、下記に記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

なお、指定管理料については、施設の管理を行うための費用であるが、指定管理者から、市に対し、当初の実績報告書において、収入の過少報告があったことから、指定管理料について検証を行った。

まず、平成27年度に指定管理へ移行するにあたっては、平成25年度実績等を勘案し、指定管理料を算出したものである。平成28年度についても、指定管理に移行し2年目となることから、平成27年度と同額で年度協定を締結しているため、指定管理料の積算根拠には、

指定管理に移行してからの収支状況は影響を与えていない。また、平成27年度実績と検証を行った結果、需用費や修繕費の圧縮を行うなどの経費削減効果が大きいため、収入の過少報告については、平成28年度の指定管理料に影響を与えていない。

よって、指定管理者の経理事務については、市に対し、当初の実績報告書において、収入を過少に報告するなど適正を欠いていたが、指定管理料の算定にあたっては収入金の過少報告は影響を与えておらず、指定管理料は適正であったと認められた。

(1) 施設の安全管理について改善を求めたもの

【指定管理者及び文化スポーツ課に対して】

対象施設は、市民を対象とした健康増進施設である。未就学児から高齢者まで、幅広い年齢層の利用者が多く訪れており、来場者の安全を確保するための万全な対応が指定管理者及び文化スポーツ課に求められる。

しかし、対象施設の安全管理状況について確認したところ、以下の問題点が見受けられた。

当該施設は、消防法施行令別表第1に掲げる15項に該当する建物であり、年に1回は訓練を実施する必要があるが、平成28年度については未実施であった。

文化スポーツ課は、協定書に定めている、適正な人員配置を行っているかどうかを確認すべきところ、指定管理者に対し、資格証の提出を求めておらず、資格要件の確認を行っていなかった。

[指導事項]

指定管理者及び文化スポーツ課は、災害発生時における来場者の安全を確保するため、今後は、定期的な消防訓練を実施し、非常時における利用者及び職員の導線等を確認すること。

文化スポーツ課は、来場者の安全確保のため、指定管理者が業務に適切な人員の配置を適切に行っているか、定期的に現場確認や資格証の確認を行うこと。

また、市民サービスの向上を図るため、指定管理者との協議を随時行うなど、必要に応じ、適切な指導・助言等を行われたい。

(2) 適正な経理事務について改善を求めたもの

【指定管理者及び文化スポーツ課に対して】

指定管理料については、毎年の業務実績と収支予算等に基づき、決定する。そのため、適正な経理事務を行わなければ、指定管理料が過大になるリスクが伴うこととなる。また、現金出納事務には、着服や収入金の紛失などのリスクも考えられる。

対象施設の財務事務について確認したところ、以下の問題点が見受けられた。

協定書第10条第2項において、「管理経費の収支決算を作成するにあたっては、乙が行う事業を乙本来の事業部門と指定管理の事業部門とに区分して経理する方法、又は乙が行う事業のうち、指定管理の事業部門に係る経費等を合理的な基準により按分して算出する方法のいずれかによるものとする。」としている。

このことから、指定管理者は、当該施設の指定管理を行うにあたり、専用の経理帳簿や口座の開設を行っておらず、認定特定非営利活動法人全体での管理となっていた。そのため、事業報告書における収支報告の正確性が確保できないリスクが考えられる。

指定管理者は、経理事務を複数の担当者により行っていなかったため、現金取り

扱いや経理事務に関するチェック機能が働いていなかった。そのため、一部領収書等の保管がされていないものや、市に対し、収入を過少に報告するなど適正な経理となっていなかった。

文化スポーツ課は、当該施設専用の経理帳簿の作成と口座の開設を指導すべきであった。指定管理料は公金であり、公費の透明性確保の観点からも、当該施設の管理運営に係る経理について、他の経理と明確に区分するよう指導すべきであった。

[指導事項]

指定管理料は公金であり、公費の透明性確保の観点からも、当該施設の管理運営に係る経理について、他の経理と明確に区分すべきである。

当該指定管理施設の収支状況について正確に確認できるように、専用の経理帳簿の作成と専用口座の開設を行うよう、協定書の見直しを行い、適切な経理事務に努めること。

経理事務については、収入金紛失や不正防止の観点から、複数人でのチェック体制を整えるなど、適正な会計処理を行うように努めること。

文化スポーツ課は、積極的に管理運営状況の把握に努めるとともに、指定管理者との協議を随時行うなど、必要に応じて適切な指導・助言等を行われたい。

(意見)

協定書の見直しについて

【文化スポーツ課に対して】

協定書は、条例で定める管理の基準、業務の範囲のほか、管理運営に係る細目的事項や指定管理料の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結するものであり、締結にあたっては、あらゆる事態を想定し、それらへの具体的な対応を明記する必要がある。

今回の協定書を見てみると、協定書と仕様書の内容に不整合が見られること、また、「減免分の補てん」については募集要項には記載があるものの協定書には盛り込まれていないなど、不整合や不足している規定が見受けられる。

今後については、業務内容等を精査の上、適宜、協定書及び仕様書の見直しを図られたい。